

議案第21号

石垣市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

石垣市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年石垣市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の石垣市職員の勤務時間に関する条例第9条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員の勤務時間に関する条例(昭和47年石垣市条例第61号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条の4 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、休日休暇条例第10条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び</u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「休日休暇条例第10条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難で	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条の4 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、休日休暇条例第10条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u><u>及び</u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「休日休暇条例第10条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難で

ある」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

ある」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)